

2013年度
民事訴訟法講義
補論
関西大学法学部教授
栗田 隆

- 証明責任

民186条1項と162条2項

- 162条：
 1. 他人の物を、20年間、
 2. 所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と占有
 - した者は、その所有権を取得する。
- 2の要件については、186条に推定規定がある。
 1. 占有者は、
 - 所有の意思をもって、善意で、平穩に、かつ、公然と占有をするものと推定する。

T. Kurita

2

162条2項の書換え

- 20年間他人の物を占有したる者は、その所有権を取得する。
- ただし、所有の意思をもって平穩かつ公然に占有したのではない場合は、この限りでない

T. Kurita

3

暫定真実

- 効果規定の要件要素の一つについて
 1. 推定原因なしに推定されるものとされている場合、又は、
 2. 他の要件要素が推定原因とされている場合には、
- 他の要件要素について証明がなされると、その被推定事実（主要事実）の不存在の証明責任は、相手方が負う。

T. Kurita

4

暫定真実は、ただし書に置き換えることができる

	暫定真実を用いた表現	ただし書による表現
推定規定	● Bと推定する。 ● Aの場合には、Bと推定する。	なし
効果規定	A, B, Cの場合には、法律効果Xが発生する。	A, Cの場合には、法律効果Xが発生する。 ただし、非Bの場合は、この限りでない。

T. Kurita

5

契約に基づく権利義務の要件事実の証明責任

- 契約、とくに約款に基づく権利の証明責任の分配についても、基本的に法律要件分類説が妥当する。
- ただし、契約や約款の文言が証明責任の分配についてまで配慮して構成されているとは限らないので、配慮されていないと考えられる場合には、裁判所は、さまざまなことを考慮して、証明責任の分配を定める。

T. Kurita

6

最判平成13年4月20日 死亡保険金

- 保険約款： 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して約款に従い保険金（死亡保険金を含む。）を支払うこと、及び被保険者の故意、自殺行為によって生じた傷害に対しては保険金を支払わないことが定められていた。
- 最高裁： 普通傷害保険契約に基づき、死亡保険金の支払を請求する者は、発生した事故が偶然な事故であること（自殺等でないこと）について主張、立証すべき責任を負う。

T. Kurita

7

最判平成16年12月13日 火災保険金

- 保険約款： 1条1項に、火災によって保険の目的について生じた損害に対して損害保険金を支払う旨が規定され、2条1項(1)に、保険契約者当の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害に対しては保険金を支払わない旨が規定されている。
- 最高裁： その約款は、火災の発生により損害が生じたことを火災保険金請求権の成立要件とし、同損害が保険契約者、被保険者又はこれらの者の法定代理人の故意又は重大な過失によるものであることを免責事由としたものと解する。

T. Kurita

8

原則と例外

- ある者が原則を証明すると、相手方が例外を証明しなければならない。

T. Kurita

9

最判昭和40年5月4日

- 借地上の建物に設定された抵当権の実行により競落人が建物の所有権を取得した場合には、従前の建物所有者との間においては、建物が取壊しを前提とする価格で競落された等特段の事情がないかぎり、建物の所有に必要な敷地の賃借権も競落人に移転する。
- 上記の特段の事情の主張・立証責任は、従前の建物所有者が負う。

T. Kurita

10

証明責任の分配のいくつかの例

- 以下は、個別的な証明責任の分配に関する判例の紹介である

T. Kurita

11

最判昭和43年2月16日

準消費貸借契約の目的となっている旧債務の存否については、その不存在を理由に準消費貸借契約の効力を争う者がその事実の立証責任を負う。

T. Kurita

12

最判平成9年7月17日

時効取得の要件としての複製権の継続的な行使があるというためには、外形的に著作権者と同様に複製権を独占的、排他的に行使する状態が継続されていることを要し、そのことについては取得時効の成立を主張する者が立証責任を負う（この要件の充足が認められなかった事例）。

T. Kurita

13

最判平成12年1月27日

- 占有者の占有が自主占有に当たらないことを理由に取得時効の成立を争う者は、右占有が所有の意思のない占有に当たることについての立証責任を負う。
- 所有の意思は、占有取得の原因である権原又は占有に関する事情により外形的客観的に定められるべきものであるから、表見相続人が被相続人の死亡後単独で土地建物を占有していることを確定しながら、占有者がその後に自己が所有者又は持分権者でないことを知ったという内心の意思の変化のみによって所有の意思の推定を覆すことは許されない。

T. Kurita

14

最判平成14年10月29日

- 民法192条にいう善意無過失とは、動産の占有を始めた者において、取引の相手方がその動産につき無権利者でないと誤信し、かつこのように信ずるについて過失のなかったことを意味し、
- その動産が盗品である場合においてもそれ以上の要件を必要とするものではなく、また、そのように誤信することについて、占有取得者は過失がないものと推定され、占有取得者自身において過失がないことを立証することを要しない。

T. Kurita

15

大阪地判平成15年10月6日

- 消費者契約法9条1号にいう「平均的な損害の額」については、消費者において損害賠償予定額が平均的な損害の額を超えることの立証責任を負う。

T. Kurita

16

要件事実論

- 当事者は、自分が主張する権利の発生・変更・消滅またはそれらの阻止を根拠付ける主要事実を主張しなければならない。裁判所は、それらに漏れがないことを確認しながら充実した審理を行い、適正に裁判するように努めている。
- 当事者が主張すべき主要事実が何であることを明確にする議論が要件事実論であり、基本的には実体法の領域に属する議論である。

T. Kurita

17

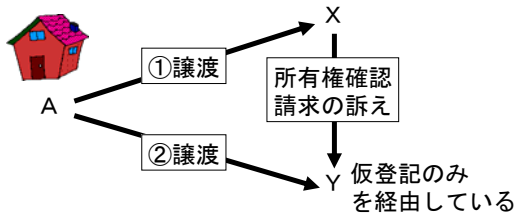
民法177条

- 対抗要件を具備していない権利者の権利主張を阻止する規定である。
- この規定の適用により利益を享受しようとする者は、次のことを主張しなければならない。
 1. 自己が同条に定める第三者であること
 2. 同条の規定の利益を享受する意思があること（権利抗弁）。
- しかし、相手方が対抗要件を具備していないという事実まで主張する必要はない。

T. Kurita

18

設例



所有権移転の本登記は、まだなされてない場合に、
誰が何を主張・立証すべきか

T. Kurita

19

設例の解決

- Xの請求原因 Aが不動産を所有していたことに関する事実、XがAとの売買契約により所有権を取得したことに関する事実
- Yの抗弁 Yが177条にいう第三者に該当すること（二重譲受人であること）に関する事実、およびXが登記を得るまで権利主張を否認すること（権利抗弁）。
- Xの再抗弁 Xの登記の欠缺をYは信義上主張し得ないことに関する事実、あるいは訴訟係属後にXがAから所有権移転登記を得ていることに関する事実。

T. Kurita

20